

公益財団法人立教志塾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人立教志塾（以下、本塾という）と称する。

(事務所)

第2条 本塾は、主たる事務所を福島県白河市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本塾は、地域住民の世代を超えた交流を図り、道徳、宗教、政治、経済、文化等（以下、道徳等という）に関する生涯学習並びに心身の鍛錬のために合宿訓練等を行い、以って家庭、地域社会の教育力を高め、人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本塾は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道徳等に関する研修会、講習会、読書会、討論会等の開催
- (2) 道徳等に関する研修会、講習会等への講師の派遣
- (3) 道徳等に関する各種調査研究
- (4) 道徳等に関する資料、情報の提供及び出版
- (5) 心身の鍛錬のための合宿訓練等
- (6) その他本塾の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計並びに事業計画等

(資産)

第5条 本塾の資産は、次の通りとする

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本塾の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 設立後、理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本塾の目的を達成するために善良な管理者の注意を以って管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（事業年度）

第7条 本塾の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 本塾の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 本塾の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、

重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3号第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本塾に、9名以上12名以内の評議員を置く。

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条及び第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体（公益団体を除く）の、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該、他の同一の団体の理事以外の役員に法人でない団体の代表者又は管理人の定めあるものにあつては、その代表者又は管理人又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同法第3条に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条、第15条の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設置され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(評議員の任期)

第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 1 4 条 評議員に対して、各年度の総額が 1 0 0 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 1 5 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 1 6 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対象表、損益計算書及び正味財産増減計算書等の計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 7 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 3 月及び 1 2 月に各 1 回開催するほか必要ある場合に開催する。

(招集)

第 1 8 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 1 9 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 本塾に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任及び構成)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事及びその親族その他の特殊の関係がある者合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には本塾の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他の特殊の関係がある者を含む）並びに本塾の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本塾を代表してその業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、本塾の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本塾の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（責任の免除又は限定）

第27条 本塾は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により理事会の決議をもって、同法198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本塾は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により理事会の決議をもって、同法198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

（報酬等）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、

報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)本塾の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第35条 本塾は、基本財産の滅失による本塾の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 本塾が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該

公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 37 条 本塾が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 38 条 本塾の公告は電子公告により行う。電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は官報による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本塾の最初の理事長は、渡辺薫とする。

4 本塾の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

長田 嘉郎

高橋 光雄

鈴木 國男

安田 好伸

佐藤 厚潮

加藤久美子

鈴木 俊雄

大平 哲

須藤 博之

薄井 惣吉

村田 清

渡辺 紀子